

◎新潟県告示第360号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、燕市に係る燕農業振興地域（平成28年2月9日新潟県告示第163号）小千谷市に係る小千谷農業振興地域（平成25年4月16日新潟県告示第571号）の区域を次のとおり変更する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更した地域の名称

- (1) 燕農業振興地域
- (2) 小千谷農業振興地域

2 区域

- (1) 燕市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

- (2) 小千谷市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和3年3月30日